

虐待防止マニュアル

NPO法人ほっとはあと

児童発達支援 放課後等デイサービス 虐待防止マニュアル

(目的)

第1条 このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、NPO法人ほっとはあとが運営する児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

第2条

「虐待」とは、当該施設の職員または、利用児に関わる全ての大人、が当該施設利用児に対して行う次の行為をいう

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の職員（大人）としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) その他岡山県虐待の手引きに記載されている事項

(虐待防止対応責任者)

第3条

1 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。

虐待防止対応責任者は、理事長 とする。

(虐待防止受付担当者)

第4条

1 児童、その保護者、関係者等(以下「児童等」という。)が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。虐待防止受付担当者は、管理者が兼任する。

(虐待報告等の受付)

第5条

1 虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。

2 虐待を疑うような事例を発見した場合

発見した職員は身体的なものであれば写真等に記録し、児童及びその保護者から、どのような経緯があったのか、できる範囲内での聴取を行い、記録し虐待防止受付担当者に報告する

3 虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付。経過記録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

(虐待への対応)

第6条

1 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに虐待の通報を行う。

2 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。

3 虐待加害者が職員であった場合、虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

4 虐待防止責任者は、岡山県障害者福祉施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応の手引に準じ対応するものとする。

(虐待を受けた児童や家族への対応)

第7条

- 1 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。
- 2 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの借置を講じ、児童が安心して通所できる環境づくりを行う。
- 3 管理者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた借置)

第8条

- 1 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童とも協議の場を設ける。
- 2 虐待加害者が職員であった場合、虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待防止のための借置)

第9条

- 1 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。

(虐待対応の記録・報告)

第10条

- 1 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

(虐待防止に向けた取り組み)

第11条

- 1 職員の日々の関わり方を定期的にチェックリストを用いて振り返りを行うものとする。
- 2 ヒヤリハット報告の活用以下の要領で管理者は職員と分析を行うものとする。

【分析と検討のポイント】

- ① 情報収集・・・提出されたヒヤリ・ハット事例報告書や、施設長会議等を活用して、他の施設における同様の事故情報等を収集するなど、事故発生状況の要因等を洗い出す。
- ② 原因解明・・・問題点を明確にし、評価・分析する。
- ③ 対策の策定・・・虐待防止委員会等において、防止策を検討する。
- ④ 周知徹底・・・決定した防止策等を各部署に伝達し、実行する。
- ⑤ 再評価・・・防止策の効果が現れない場合、再度、防止策を検討する。

※ 利用者の個人の尊厳を尊重する結果、事故等のリスクが高まるならば、どのような処遇が最良の方法か、利用者や家族とも話し合うことが重要。

身体拘束ガイドライン

NPO法人ほっとはあと

身体拘束とは

障がい者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その障がい者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為。

緊急時やむおえない場合の3要件

障がい者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則だが、以下の3要件全てに当てはまる状態にある場合に限り必要最低限の身体的拘束を行うことはやむを得ないものとする。

(1) 切迫性

障がい者本人又は他の障がい者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替手法がない。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的で、できるだけ短い時間に限られたものである。

※要件すべてにあてはまることが、身体拘束を行うことを合理化するわけではなく、よりその人の行動を制限しない方法で可能な選択肢を常に模索することが求められる。

☆ 3要件にあてはまる場合でも、身体拘束を行うまでに、以下の点についての検討を行う。

<管理者>

- ・事業所の責任において取り組んでいるか。
- ・事業所の都合で、本人が望まない行為を強いていないか。

<従業者>

- ・本当にその拘束をしないと危険なのか
- ・「こうしてほしい」というその人のサインを見過ごしていないか
- ・提供している支援の在り方に、改善の余地はないか
- ・本人の問題ばかりに気を取られていないか
- ・「こうしたらどう？」という、同僚の声を聞いているか
- ・要支援者があなたやあなたの大切な家族であっても、今の支援が最も適切であると思うか

不適切な身体拘束をしないための取組

なぜ身体拘束を行っているのか、利用者の身体拘束を解除するためには何が必要かについて施設の中で話し合いを重ね、身体拘束に代わる支援方法を検討する。

- ・身体拘束についての正しい知識と理解を持つ。
- ・自身が行った（行っている）身体拘束について、適切な方法による支援であるか見直し、何か異変に気がついたら、職員みんなで情報を共有し、適切な支援について話し合う
- ・「虐待＝暴力」と思っている職員もいます、積極的に虐待防止研修会などに参加し、支援の方法を学ぶ。
- ・障がい者を支援する中で、障がい者の生活リズムに異変がないかといった視点でも点検する。
- ・定期的に、身体拘束防止や支援の方法等について職場研修や話し合いを行う場を設ける。

障がい者の支援に係る身体拘束を行うときの手続き

やむを得ず身体拘束を行うときは、3要件の全てに当てはまっていることが必要であることを職員は把握しているか
切迫性 非代替性 一時性

① 本人、家族等への説明

・本人や家族等に対し、拘束する目的、理由等について説明し、同意を得るものとする。

② 必要な事項の記録

・身体拘束を行ったときは、身体拘束の状況、理由、方法など、時系列において記載し、管理者および保護者への報告を行うものとする。

③ 身体拘束を行った場合、身体拘束に至った経緯を検討し、行動支援計画に反映させ身体拘束の回数が減少するよう配慮するものとする。

当事業所における身体拘束。

当事業所における身体拘束は、基本的に以下の場合に考慮する。

① 他者、本児へ殴りかかるなど、何らかの暴力行為により危害が加わる可能性がある場合。

② 器物を破損損壊させ、他者、本児へ危害が加わる可能性がある場合

③ 急な飛び出し等、他者、本児への危害が加わる可能性がある場合

④ その他、何らかの状況により、他者、本児へ何らかの危害が、加わる可能性がある場合

当事業所における身体拘束の方法

① 身体拘束の為に器具は基本的には使用しない。

② 別エリア（カームダウンできる）への強制的な移動（抱きかかえる等）

③ 危険行動の阻止

④ その他、本児、他者への危害が最小限となるような行為とする。

※身体拘束について岡山県 障害者福祉施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応の手引きに準じ行うものとする。

倫理要綱

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活を送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送れるよう支援し続けます。

職員行動指針

NPO法人ほっとはあとは、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため「NPO法人ほっとはあと職員行動の指針」を定め、法人内外に示します。

NPO法人ほっとはあとのすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1. 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】

NPO法人ほっとはあとは、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2. 【環境保全・安全衛生の推進】

NPO法人ほっとはあとは、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑止に日ごろから関心を持ち、取り組みます。

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3. 【社会貢献の推進】

NPO法人ほっとはあとは、地域や社会に根ざした法人であるために、社会貢献活動を行います。

4. 【人権の尊重】

NPO法人ほっとはあとは、差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

5. 【プライバシーの保護】

NPO法人ほっとはあとは、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

6. 【個人情報の保護と管理】

NPO法人ほっとはあとは、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

7. 【公正・公平な取引の推進】

NPO法人ほっとはあとは、公正且つ公平で健全な取引を行います。

8. 【行政機関等との関係】

NPO法人ほっとはあとは、自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

9. 【説明責任（アカウントビリティ）の徹底】

NPO法人ほっとはあとは、利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

11職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪などに当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、
- ・ 熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる。
- ・ 戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、
- ・ 輪ゴム等での髪の毛を結紮するなどの行為
- ・ ビニールテープやセロテープを身体に張り付ける
- ・ 鉛筆の持ち方指導など手や、指物を用いて、叩く、はじくなどの行為

○性的虐待

- ・ 性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・ 性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・ 裸の写真やビデオを撮る。
- ・ わいせつな言葉をわざと使用させるあるいは、使用するなどの行為。

○心理的虐待

- ・ 「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫。
- ・ 「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。
- ・ 他の障害者と差別的な取り扱いをする。
- ・ 命令口調で「○○しろ」等の言葉を使用し、威圧的に接する。

○放棄・放置

- ・ 自己決定とって、放置する。
- ・ 話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・ 失禁をしても衣服を取り替えない。
- ・ 職員の不注意によりけがをさせる。

○経済的虐待

- ・ 障害者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分。

○その他

- ・ 職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・ しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

障害者虐待の相談・通報・届出先

当施設の虐待防止責任者は、伊藤 家生です。ご心配がありましたら、お気軽にご相談ください。

TEL 0866-95-2154 FAX 0866-95-2153 (ていんくる)

TEL 0866-31-8981 FAX 0866-31-8982

また、総社市の障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届出窓口は下記の通りです。

【日中（8：30～17：15）】

総社市役所 障害福祉課 TEL 0866-92-8269

E-mail : fukushi@city.soja.okayama.jp

総社市障害者虐待防止センター TEL 0866-92-8200 FAX 0866-93-8300

総社市地域基幹相談支援センター TEL 0866-92-8578 FAX 0866-94-8284

E-Mail : sodan@sojasyakyo.or.jp

児童発達支援事業所・放課後等ディサービス

総社市こども夢づくり課 TEL 0866-92-8265

E-mail : ed-kodomo@city.soja.okayama.jp